

グループホーム あじさいでんでんタウン 運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人滝川会が開設する、グループホーム あじさいでんでんタウン（以下「事業所」という。）が行う、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が要支援2あるいは要介護状態にあつて認知症の状態にある者に対し、適正な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供する事を目的とする。

第2条（運営方針）

- 1 当事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務体制その他重要事項を記載した重要事項説明書を交付して説明を行い、サービスの提供について利用申込者の同意を得る。
- 2 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送る事が出来るよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 3 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的な環境の下で日常生活が送れるように配慮して行う。
- 4 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然且つ画一的なものにならないよう配慮して行う。
- 5 共同生活住居における介護従業者は、サービスの提供方法等に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 当事業所は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず拘束する場合は、家族に対し身体拘束の理由、内容を説明し十分な理解を得るよう努める。医師の指示の下に行うと共に、その状態、経過、心身の状況及び拘束の理由等を記録する。
- 7 当事業所は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。又、利用者及びその家族に対し、適切な指導を行うと共に、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 8 当事業所は、自らその提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。質の評価方法については、市の定める基準による自己評価とする。
- 9 当事業所は、前橋市に対し自主的に情報公開し、会報やインターネット等を活用して利用者、家族又は広く一般に対して情報公開するよう努める。
- 10 2ヶ月に1回以上、運営推進会議を開催し、運営推進会議にて活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

第3条（事業所の名称）

名称： グループホーム あじさいでんでんタウン
所在地： 前橋市川曲町4 1 番地 1

第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

- 1 管理者： 1名（常勤で兼務）
 - ・管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 計画作成担当者： 1名（非常勤で専従）
 - ・計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- 3 介護従業者： 14名（常勤で兼務） 6名（非常勤で兼務）
 - ・介護従業者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

第5条（利用定員）

事業所の利用定員は、9名とする。

第6条（認知症対応型共同生活介護の内容）

当事業所は、利用者に対し、次に掲げる指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供を行う。利用者の活動時間は、6：00～21：00とする。

- 1 （介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成
 - ・利用者のニーズを把握し、利用者にあった（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供するよう計画する。
- 2 食事とその他家事
 - ・利用者と介護職員が原則として共同で行う。
- 3 入浴
 - ・利用者の身体の状況に応じて、入浴又は清拭を行う。
- 4 生活相談
 - ・相談に応じ、利用者の精神的安定を図る。
- 5 健康管理
 - ・バイタルチェックを行う事により、利用者のその日の状況を把握する。
- 6 趣味活動
 - ・利用者の趣味又は嗜好に応じた活動を行う。
- 7 日常生活用品の代行購入
 - ・ご希望により歯ブラシ、歯磨き等の日用品の代行購入をさせていただきます。
- 8 理美容サービス
 - ・ご希望により理美容サービスを利用頂けます。

第7条（利用料等）

- 1 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスである時は、その1割又は2割又は3割の指定負担割合の額とする。
- 2 前項の支払いを受けるほか、次に掲げる費用について、その実費の支払いを利用者から受ける

ものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける事とする。

- ① 食 材 料 費：1, 4 0 0 円／一日（朝食 350 円 昼食 600 円 夕食 450 円 おやつ代込）
- ② 理 美 容 代：実費
- ③ お む つ 代：実費
- ④ その他の費用

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護において提供される便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させる事が適当であると認められるもの。

- ・レクリエーション費用：実費
- ・ク ラ ブ 活 動 費：実費

第 8 条（入居に当たっての留意事項）

利用者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 入居に際しては、主治の医師の診断書を提出する事。
- 2 利用者は、努めて健康に留意する事。
- 3 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出る事。
- 4 食事その他家事等には、可能な限り協力する事。

第 9 条（緊急時等の対応）

介護従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第 1 0 条（協力医療機関）

- 1 利用者の病状の急変及びサービス提供体制の確保の為、協力医療機関等を以下に定める。

- ① 嘱 託 医 中田クリニック 医院長 中田 裕一
- ② 協力医療機関 済生会前橋病院
- ③ 協力歯科医院 芳賀歯科医院

- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

（1）利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

（2）事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

（3）事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

（4）事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

- (5) 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- (6) 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。

第11条（非常災害対策）

- 1 当事業所は、消防法第8条に規定する防火管理者を配置する。
- 2 防火管理者は、消防法施行規則第3条に定める消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する為の計画を策定し、その計画に基づき非常災害対策を行う。
- 3 非常災害に関する具体的計画は、年度当初に作成し、利用者を含めた総合避難訓練を年2回、従業者に対する防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）を年2回実施する。

第12条（虐待防止に関する事項）

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第13条（身体拘束）

- 1 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第14条（衛生管理等）

- 1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第15条（業務継続計画の策定等）

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第16条（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

事業者は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとする。

第17条（その他運営に関する重要事項）

- 1 事業所は、介護従業者の資質向上を図る為の機会を設けるものとし、又その為の業務体制を整備する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人滝川会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日指定日から施行する。

この規程は、平成27年10月1日付一部変更する。（第10条協力歯科医院）

この規程は、平成31年4月1日より変更する。（第4条）

この規程は、令和1年10月1日より変更する。（第7条食材料費）

この規程は、令和1年11月1日より変更する。（第4条）

この規程は、令和2年4月1日より変更する。（第4条）

この規定は、令和3年4月1日より変更する。（第4条）（第10条嘱託医）（第12条）

この規程は、令和4年4月1日より変更する。（第4条）

この規程は、令和5年4月1日より変更する。（第4条）

この規程は、令和6年4月1日より変更する。（第4条）（第10条）（第13条）（第14条）

（第15条）（第16条）